

泉大津市公園墓地申込要領

- 所在地 泉大津市板原町5丁目866番地1
- 申込場所 泉大津市役所 1階 市民課
- 申込期間 随時 8時45分～17時15分(土日祝日を除く)
- 区画の面積 1.76㎡ (間口1.1m × 奥行1.6m 巻石含む)
- 使用料及び管理料 永代使用料560,000円
管理料5ヶ年分13,000円 (年間2,600円を5年分一括前納)
- 申込資格
 - ①泉大津市に3年以上住所を有する者
 - ②泉大津市に1年以上住所を有し、現に申込者が直系2親等以内の親族である者又は申込者の配偶者の父母の焼骨を所有し、墓地を所有しない者
 - ③忠岡町に2年以上居住する住民で現に焼骨を所有し、墓地を有しない者

必要書類

①②③共通

- ・ 公園墓地使用許可申請書・理由書
- ・ 申込者(遺骨がある場合は申込者と死亡者の関係のわかる)の戸籍謄本
(本籍地が泉大津市の場合不要)

②③のみ

- ・ 遺骨を自宅等に祭祀している人は埋(火)葬許可証及び遺骨祭祀誓約書
- ・ 遺骨を寺院や墓地の納骨堂等に納骨している人は埋(収)蔵証明書

③のみ

- ・ 忠岡町役場の住民票

- 「募集区画一覧」の中から1区画を選んで申込んでください。
(申込前に必ず現地での確認をお願いします。)
- 使用料及び管理料の納入時期
申込結果は翌月上旬に通知します。納付書を同封するので、期限日までに納入してください。
- 使用開始時期
納付確認後、郵送にて公園墓地使用許可証を送付しますので、到達後、使用開始となります。
- 申込にあたっての注意事項(次に該当する場合は無効になります。)
 - ・ 同一人物の重複申込や同一世帯の複数申込があったとき。
 - ・ 申込書等に虚偽の記載があったとき。
 - ・ 書類が不備のとき。

【お問い合わせ】

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市総務部市民課

(電話) 0725(33)1131 (内線 2165)

(FAX) 0725(33)0067